

評価細目の第三者評価結果

(アートチャイルドケア川口くれよん保育園)

評価対象I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	理念、基本方針はホームページに記載されているが、パンフレットとしては準備されていない。理念・基本方針から園の使命や目指す方向・考え方を読み取ることができ、職員の行動規範となっている。保育理念として保護者や見学の方にも見える様に玄関にも掲示しており、又、懇談会でも説明している。事務所にも掲示し、唱和する事で周知されている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	第三者評価結果	コメント
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	毎月の本社会議にて全体動向等の話を聞き、職員会議や昼礼時に職員に伝達・周知を行っている。同様、市の施設長会議や保健センターの情報からも地域の特徴や変化を把握し分析している。予算管理によりコスト把握や分析を行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	経営課題等に付いては、本社の役員会議やマネージャー会議等で共有された内容を、毎月の園長会議等で報告を受け職員に伝達している。現状での喫緊の課題である職員採用については、本社での募集活動と併せ、園でも近隣のスーパー等にチラシを貼るなどして採用に努めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	第三者評価結果	コメント
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	新たな中期計画として「新しい企業理念の理解と保育理念の実現」を掲げ目標を明確にしており、併い具体的に課題を決めて重点テーマが抽出されている。依って、P D C Aの展開が出来る準備はされているが、見直しをする仕組が構築されていない。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	事業計画は実行可能な具体的な内容になっているが、中期計画の重点テーマを反映した内容にはなっておらず、毎年ほぼ同じ文言の繰り返しとなっている。中期テーマを織り込んだP D C Aの展開の準備が出来ているのに残念な状況となっている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画は園長とマネージャーで策定しており、職員は参加していないが、職員会議にて周知はされている。事業計画と報告は殆ど同じ文言(現在形)となっており、実施状況の把握・達成度の検討がされた内容とは言えない。依って、事業計画のP D C Aの展開は確認出来ない。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	保護者向けに閲覧ファイルを入口に配置しており、誰でも見れる様にしている。運営委員会(保護者代表参加)において説明し、資料を全戸配布している。又、懇談会でも事業計画のポイントを説明している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	質の向上に関しCSアンケートが実施されているが、具体的なP D C Aの展開については、体制含め確認出来ない。年度末に保育所自己評価・保育士自己評価を実施しており、その結果を用いて職員間で話し合い、次年度に繋げている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	年度末に保育所自己評価・保育士自己評価を実施しており、その結果を用いて職員間で話し合い、次年度に繋げている。この中から出た課題については、指摘事項や保護者の希望等、改善すべき点を話し合い次年度に繋げている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	第三者評価結果	コメント
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理者は職務分掌において自らと職員の役割と責任を明示し、職員会議等で周知している。又、入園のしおりの最後に所信を表明し、方針と取組を明確にしている。有事の際等の園長不在時の権限委任については、その場にいる職級の上の者へと決めている。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	管理者は虐待防止や個人情報保護等の法人による法令の研修を受け、職員に対して研修内容を自分が講師になり情報伝達を行っている。管理者は光化学スモッグや暑さ指数等、環境関連の注意喚起が市から出された場合には遵守している。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	CSアンケート(利用者満足度調査)が年1回定期的に行われており、本社にて集計結果をまとめ、各園にフィードバックされる。そこから得られた課題については、昼礼や職員会議に於いて検討しP D C Aの展開がされる。職員はe-ラーニングにより質の向上に関する研修を受講している。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	人事・労務・財務の実績は毎月の本部への報告内容として把握・分析されている。「日本一保育士が働きやすい委員会」が設置されており、職員が要望や意見を述べやすい環境を整えている。「歩育No.1」をスローガンに散歩距離を毎日計り、累計で日本一周を目指すと云う企画を推進している。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人としての人員体制に関する基本的な考え方をホームページに表明されており、子供の人数に対応した職員数を計画としている。職員の今後の在籍動向を調査し対応できる様、計画を立てている。人材の募集については、本社採用担当と併せ、園でも張り紙や知人の紹介等も行い採用に繋げている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	キャリアパス制度の中に期待する職員像等を表明している。人事基準を定めた規定等は確認出来ない。人事考課は前期・後期・年度末と年に3回、達成度の確認と面談を行っており、職員個々の自己評価・本社評価を踏まえて待遇をしている。園での自分の立場を認識できる面談を行い、将来の姿を描ける様なコミュニケーションが行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	園長は職員の労務管理データを月次毎に報告しており把握している。職員の心身の健康に関しては、隨時園長面談を行っている他、「心と体の健康相談」や本社のフリーダイアルを使用できる仕組があり、職員に周知している。福利厚生の一環として、外部に委託し施設利用の割引やプレジャー制度(懇親会等へ資金供与)等、職員の便宜を図っている。「日本一保育士が働きやすい委員会」を設ける等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。休暇も有給休暇意外に育児休暇・介護休暇・子の看護休暇・インクルーシブ休暇等が準備されており、取得を推奨している。
--	---	--

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	キャリアパス制度の中に期待する職員像等を表明している。職級毎に決められた課題に基づき方針管理が進められている。年度当初・中間・期末に達成度の確認を行い、評価面談時に職員への期待やアドバイスを伝え、又、職員の意見や希望を聴取し将来の見通しが持てる様、面談が行われる。
------------------------------------	---	--

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	キャリアパス制度の中に期待する職員像等を表明している。必要とする専門資格等は募集要項に明示している。教育研修ユニットと園が合同で職種や経験に応じた研修プログラムを策定し、研修計画が作られている。研修内容やカリキュラムは研修ユニットと担当マネージャー・園により毎年評価・見直しがされている。
--	---	--

第三者評価結果	コメント
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 職員の専門資格の取得状況については、本部で掌握している。新任職員に対する教育は、OJTシートに従い行われている。階層別研修・職種別研修等に付いては本社で計画され、正規職員だけでなく非常勤職員も受けられる体制となっている。又、職員個々の研修計画とも連動している。又、自治体や企業研修の連絡があった場合には興味のある内容を個々に選択して受講している。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生・ボランティア対応マニュアルが策定されており、その冒頭で教育・育成に関する基本姿勢を明示している。実習プログラムは、学校と協議し策定され、実習期間中も継続的な連携を維持し指導の工夫を行っている。
--	---	--

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	b	ホームページには法人や園の内容に付いては開示されているが、事業計画や事業報告・予算・決算情報等は掲載されていない。苦情相談の仕組や内容・対応の状況、又、園庭・園舎を開放して交流する親子触れ合い体験保育授業等を公表している。地域へ向けて、理念や基本方針・事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等の配布は行っていない。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	経理規程が策定されており、事務・経理・取引等に関する業務は全て本社管轄として管理・処理されている。職務分掌は策定され職員に周知されている。本社マネージャーによる内部監査が実施されている。法人として公認会計士の外部監査を受け、経営改善に結びついている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わりについての基本的な考え方は、事業計画・報告に明示されている。地域の催し物等の案内やチラシ等を掲示板に掲載しているが、催し物に参加はしていない。地域との交流として、親子触れ合い体験保育授業の開催や高齢者施設訪問等を行っている。 利用者の買い物や通院等への帯同に付いては、非該当。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティア受入れにつき、受入れの基本姿勢を明示したマニュアルを整備しており、受入れの際にオリエンテーションを行って事前説明と併せ、研修も行っている。学校からの受入れを含め、協力について基本姿勢を明文化した文書は確認出来ない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の関係機関はリスト化されており、職員に周知している。保健センター・医療機関とは常時連携しており、協働して課題の解決に努めている。市の施設長会議では色々な情報を共有し連携している。虐待の疑いがあった場合には本社に連絡するのと併せて、市役所の子ども子育て相談課へ連絡する事になっている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	年2回保育所の運営委員会を開催しており、地域の民生委員にも参加を招請している。その中から地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。地域との交流として、親子触れ合い体験保育授業の開催や高齢者施設訪問等を行っている。相談事業等は展開していない。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	地域への貢献活動として、親子触れ合い体験保育授業の開催や高齢者施設訪問・市の公開保育への参加等を行っている。地域のイベントやまちづくり活動への参加・育児講座の開催・福祉避難所としての支援活動等については行っていない。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念に子どもの全人格を尊重し」と謳い人権への配慮を表明している。就業規則に職員が守るべき行動を明示している。相応しくない行動に対する懲罰規定も策定されており、懲罰委員会で審議される。保育マニュアルに子どもの人権を尊重した保育の実施を明示し、取組を行っている。職員は言動チェックリストにより定期的に状況の把握・評価等を行っている。子どもの人権についての園内研修を行っている。子供達が互いを尊重し自分で考え自分で学ぶ力を身につける事が出来る様、取組んでいる。性差への先入観による固定的な対応(色の選択等)をしない様に配慮している。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	個人情報保護規程にプライバシーの定義がされており両者を分けて規定されているが、プライバシーを規定したマニュアルは策定されていない。水遊びの際やオムツ交換時には必要に応じてカーテンやパーテーションで目隠しをしている。プライバシー保護について、保護者に説明する機会は作られていない。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園のパンフレットがない為、公共施設等に紹介した資料は配置していない。園見学は随時行っており対応しているが、体験入所・一日利用等には対応していない。利用希望者には入園のしおりを用いて説明しており、内容は都度改定されている。
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園が決定したご家庭には重要事項説明書兼入園のしおりを使用し説明と面談を行い、同意書をもらっている。理解しやすい様に運営説明会を設け詳細説明している。変更時には決められた手順・書面に従い対応している。意思決定が困難な子どもには個別保育計画書を作成し対応している。
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	入園時から成長記録をとっている為、担任変更や転園があってもスムーズに引継ぎを行える様にしている。変更時には決められた手順・書面に従い対応している。退園・転園後に利用者や家族等が相談出来る様、園長や担任が相談受付担当と云う事で伝えておりが、文書としては配布していない。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年一度、顧客満足度アンケートを行い、保護者からの意見や要望を集計して回答している。クラス懇談会や個人面談からも満足度を把握している。利用者代表が参加しての運営委員会に於いても意見や要望を確認し改善に向けて具体的な検討がされている。子どもの日中活動の中からも満足度を確認している。
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	要望・苦情の仕組に付いては、第三者委員の設置も含め整備されている。又、本社の相談窓口も紹介されている。重要事項説明書兼入園のしおりに詳細の説明がされており、所内掲示もされている。利用者が申し出し易い様にCSアンケートもされている。対応内容に付いては、必ずフィードバックされ記録の保管・公表もされている。ここから出た改善内容はマニュアルに展開される。
III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	重要事項説明書兼入園のしおりに詳細の説明がされており、所内掲示もされている。又、本社の相談窓口も合わせて紹介されている。懇談会や個人面談を設け相談しやすい雰囲気を心掛けている。面談の際は完全に隔離した状態にする様、配慮している。
III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	ご意見箱の設置や満足度アンケートに対応しており、要望・苦情の解決の仕組を整備している。意見や要望があれば迅速に職員間で話し合い、対応フローに従い回答する様にしている。ここから出た改善内容はマニュアルに展開され、対応マニュアル等の見直しは都度変更対応する事と併せ、総括的に年1回全体の見直しがされる。
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
	第三者評価結果	コメント
III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	リスクマネジメント委員及び委員会の設置がされ、危機管理マニュアルが策定されている。本社で事故・ヒヤリハット情報の一括管理がされ、要因分析・対応策等を検討し全園に情報共有されている。又、園では安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。安全管理や危機管理に関する研修がe-ラーニングで受講されている。

III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症マニュアルが策定されており、職員に周知徹底している。感染症に関する研修がe-ラーニングで受講されている。年2回衛生週間を実施し、予防につき手洗いの励行等を徹底している。保護者へは重要事項説明書で感染症に関する対応に付き説明がされており、実際に感染症の発生時はコドモン等で直ぐに周知する様にしている。職員も発生時にはマスクの着用を徹底している。
III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	危機管理マニュアルに災害時の対応体制が決められており、BCPも策定されている。対応フローの中に安否確認の方法が決められ、全ての職員に周知されている。備蓄品の管理は賞味期限や保管方法についての見直しを行っている。地震や火災・水害・不審者等、避難訓練を毎月行っており、水害訓練は近隣の高校を避難場所とさせて貰い実施している。又、消防署と連携しての通報訓練も年1回行っている。

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	業務マニュアルが標準的実施方法として策定されており、冒頭部に利用者の尊重や権利擁護に関する姿勢が明示されている。教育研修部策定のマニュアル改訂施設内研修が実施され、職員会議で周知徹底される。業務マニュアルに添って保育が実施されるが、より良い実施方法があった場合は織り込んで実施され、後にマニュアルが改定される場合もある。
III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	マニュアル等は自園を始め、全国のアートチャイルドケアの園で見直しがされ、次年度に繋げている。又、監査等でも他園で改善すべき点が出た場合に注意喚起や確認の連絡が入る為、会社全体でブラッシュアップする事が出来る様になっている。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	決められたアセスメント様式に従いアセスメントが実施されている。この段階、及び個別保育計画作成段階に置いて課題のある子どもに関しての部門を横断してのカンファレンスが行われ、発達に見合った対応がされている。個別保育計画は利用者のニーズを含んで策定され、年間計画・月案・週案・日案の段階で確認・見直しを行い、必要があれば訂正もされている。支援が難しい子どもには個別保育計画書を作成し個別対応している。各種指導計画は全体的な計画に基づき策定されている。指導計画は3ヶ月に1回の見直しを行い、年度末に全体の振り返りを行っている。
III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	月案・週案・日案計画は毎月月末に各担任が評価反省を行い、翌月の計画立案に繋げている。変更点があれば園長が確認し訂正される。毎月の園だよりでクラスの様子や月の目標などを保護者へ知らせていく。個別保育計画から出た変更・改善内容は標準的実施方法に展開され質の向上が行われている。又、次年度の指導計画の作成に生かしている。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	健康診断の記録等は健康記録で把握しており、乳児(0.1.2歳)に関しては個人記録が毎月記入され、幼児(3.4.5歳)は4期に1度記入している。職員間の子どもの情報の周知として毎月の職員会議でカンファレンスの時間を設けているが、迅速に知らせるべき内容については朝礼や昼礼にて記録を含め伝達をする様にしている。記録は園長が確認する事になっており、その際に書き方等の指導も合わせてされている。情報の分別が必要な場合は直接呼んで伝達する様にしている。迅速に知らせるべき内容については朝礼や昼礼にて記録を含め伝達をする様にしている。
	第三者評価結果	コメント
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護規程に従い記録の保管・保存・廃棄や情報提供がなされている。個人情報の不適正な利用事案に付いては就業規則に懲罰規程含め規定されている。職員には個人情報保護と守秘義務に関する研修が行われ、理解し遵守している。個人情報の扱いに付き利用者等に説明し押印を得ている。

評価対象IV 内容評価基準

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、法令や指針・憲章・条約等を踏まえ、保育理念や方針・目標等に基づき策定されている。全体的な計画は、保育理念や方針・目標等に基づき策定されており、子どもの発達過程や家庭の状況・保育時間・地域の実態等を考慮して策定されている。全体的な計画の評価・見直しに付いては、職員が参画して年度末に行われている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	室内は毎日決まった時間に湿度・温度等の記録を取り心地よい環境を維持する様、管理している。園内・玩具や寝具の消毒は徹底して行っている。危険箇所があれば配置等の工夫をしている。帰宅前等、落ち着かない時間には1対1の時間を増やす等、配慮している。食事や睡眠の場所は同じ居室の中だが区切って対応している。
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	子どもの個人差を把握し子どもの言葉に耳を傾け、寄り添った言葉かけや年齢にあったわかりやすい言葉で話しかける事を心掛けている。特別な配慮が必要な子どもは個別保育計画を立てそれに沿った援助をしている。子どもが明るく楽しく前向きに過ごせるような雰囲気を作ったり、職員間の会話も子ども達の耳に入っている事を意識して言葉遣いにも気を付けて会話をしている。
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	年長児の午睡はないが、眠い子は午睡の時間を設け、反対に4歳以下でも眠くない子は無理に午睡を強要はしない。2歳児は主に身の回りの支度を自分で行ったり、トイレトレーニングを開始したりと自立に向けた生活の流れを身につける事を目標に取り組んでいる。どの年齢も衛生週間等でうがいや手洗い・歯磨きなどの生活習慣をクラス毎に取り組んでいる。日々の生活リズムも主に担任が把握し、個々のペースや興味に合わせて行く事を前提に対応している。

A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	玩具は子どもが飽きない様に入替えを行っている。子どもの自発性を尊重しやってみたいと云う声には応える様にしている。No.1宣言と題して散歩で歩いた距離を計測して合算し日本一周を目指している。又、園庭遊びや体操教室等、子どもが進んで身体を動かす事が出来る様に援助している。トラブル時の関わり方は年齢により違うが、友達として解決できる様、支援している。親子触れ合い体験保育授業や高齢者施設訪問等、地域の人たちに接する機会や社会体験が得られる機会を設けており、併せて社会的ルールにも触れあう機会としている。リトミックや制作活動等、様々な表現活動が体験できるよう工夫している。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	0歳児クラスは担当制を用い、愛着関係を持てる様にしている。月齢の差が大きいクラスだが、一人ひとりの発達段階に合った関わりが持てる様、配慮している。発達過程に応じた玩具を漸次与える様にしている。特に0歳児は登降園時の会話で家庭との連携を密にしている。
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	自我の芽生えが出てくる時期で主張やこだわりが強くなってくるが、自分でやってみたいという気持ちの場面では急がさず見守る様にして子どもの気持ちに寄り添った対応をしている。又、身の回りの支度を自分で行ったりトイレトレーニングを開始したりする時期だが、家庭と連携しながら同じ対応を行い、子どもが困惑する事のない様にしている。友達とのトラブル時の関わり方がまだ分からぬ時期なので、保育士が関わり仲立ちをしている。異年齢クラスで交流を持ち、良い刺激を受けている。保護者には連絡帳や登降園時の会話を行い家庭との連携を図っている
第三者評価結果		コメント
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳児以上は就学に向けての取り組みが始まる。お当番の活動やベッドのシーツ等も自分で付けたり畳んだりする。プランターでの水やりやご挨拶の主導など3.4歳は5歳を見習い、5歳は3.4歳の手本となる様にしている。主体的な保育の中でも集団での活動のメリハリをつけ、就学に向けて戸惑いがない様に関わりを持っている。小学校を訪問しての見学等、親子で準備が進められる様、配慮している。
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	居室はバリアフリーとなっており、車椅子利用可能なトイレを設置している。必要に応じ市の巡回相談を活用し助言を受けている。対象児の状況に配慮した個別保育計画を策定し保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。障害児の情報を他の保護者に伝えるかは保護者の意向により対応している。e-ラーニングやキャリアアップ研修により障害児に関しての講習を受講している。
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	夕方は合同保育になる為、他クラスと一緒にになった時は保育士が常に傍にいるよう配慮したり、その場を離れる時は保育士同士で声を掛け合って注意している。早番やクラス担任からの引き継ぎや伝達は、日課表などをを利用して漏れのない様、配慮し保護者へ伝達している。長時間の預かりで不安になりがちな子へは保育士が必要に応じて関わりを多く持ったり、安心して過ごせる様、配慮している。
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	近隣の小学校と連携をして校舎や校庭を見に行ったり、お散歩で通学路となる所を歩いてみたりと進学へ向けて少しでも見通しを持って生活出来る様にしている。保育所児童要録を提出の際は小学校の教員と意見交換の場を作ったり電話等でやりとりをしている。

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	保健マニュアルに基づき保健計画を策定し子どもの体調管理を行っている。健康カードを作成し、予防接種や既往歴等も入園時の情報のみならず続けて更新出来るよう工夫しており、関係職員は一人ひとりの子供の健康状態に関する情報を周知・共有している。SIDSの予防として全学年うつ伏せは禁止しております、保護者へも入園時に重要事項説明書に記載して説明し、自宅でもううつ伏せを控えるよう伝えている。
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	保健計画により年間の健診等が実施され、記録されている。嘱託医による内科健診は年に2回、歯科検診は年に1回行っている。結果は職員での共有は勿論、健康カードに記載して保護者にも伝達している。
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	アレルギー対応マニュアルに沿った食事や薬の提供が行われている。該当児には医師の診断に基づく生活管理指導票の提出をお願いしている。又、給食会議にても情報共有がされる。食事の際は食器やお盆・テーブルの色を変え、場所も分けて対応している。職員はe-ラーニングやキャリアアップ研修により慢性疾患やアレルギー疾患児に関しての講習を受講している。他の子供や保護者にアレルギー疾患等である事は、個人情報に鑑み伝えていない。

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食育計画を立て食材を育てクラスクッキングや旬の食材に触れる機会を設けている。又、食事中は保育士だけでなく栄養士も一緒に食事の様子を観察している。歯の生え方や咀嚼の状態に合わせ、食事の形状に配慮している。適正量を盛り付けし、都度多い少ないを子ども達が申し出る為、一人ひとりに合わせて対応している。みんなと一緒に食べる楽しさから、嫌いな物が減って行く様、支援している。食育に関する取組に付いて、食育により保護者に情報提供し連携している。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	子供の発育状況や体調等を考慮し食事の形状に配慮している。又、食事中は保育士だけでなく栄養士も一緒に食事の様子を観察している。月に一度給食会議にて子どもたちの残食や食育についての振り返りを行っている。時期に合わせ、季節食や行事食等を取り入れた献立も立てられている。給食マニュアルに基づき衛生管理がされている。

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果	コメント
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a 連絡ノートやコードモン・ホワイトボードでの告知により家庭との情報交換を行っている。懇談会や運営委員会に於いて保育の意図や保育内容について説明している。保育参観や進級に向けての個人面談を行ったり、年に数回パパママ先生(保育士体験)の機会を持ち子どもの成長を共有できる様、支援をしている。面談の内容は記録している。

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a 送迎時の会話や個人面談等により保護者との信頼関係を築くよう取組んでいる。保護者の緊急的な事情に配慮した対応を行っている。発達に心配がある子の家庭には定期的に面談を行ったり療育機関に繋げたり就学相談に繋げる等、相談内容により保育士の経験や専門的な知識を活用しアドバイスを行っている。又、相談を受けた保育士が適切に対応できる様、エリアマネージャー等から助言が受けられる体制を整えている。面談の内容は記録している。
--------------------------------------	---

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	身体の傷やアザ等、虐待の兆候を見逃さない様、配慮している。疑わしい場合は、写真に撮り記録に残し本社に連絡し市役所保育課との連携を取る様にしている。家庭内で虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、保健センター等の相談窓口を紹介している。虐待対応マニュアルを整備し、マニュアルに基づく対応を行うと共に、職員に対し虐待・人権研修を行っている。
---	---	--

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	a	保育士は各々の目標を掲げたシートを作成し、定期的に評価を受け併せて自らの保育実践の振り返りも行っている。自己評価には子どもの心の育ちや意欲や取り組む過程も含まれている。個人の振り返りは毎月行われ、全体の自己評価は年度末に行われる。
------------------------------	---	---